

# 日置市立東市来中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関係する問題である。学校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策を講じる必要がある。

いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

そこで、本校では、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てるために、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを推進する。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### (2) 具体的ないじめの様態(例)

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ウ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- キ パソコンや携帯電話等を使って誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめの防止等に係る対策組織

### (1) 対策組織

「東中いじめ防止等対策委員会(兼生徒指導部会)」を設置し、些細なことでも見逃さないことを信条に、懸念される生徒の動向について共有するとともに、組織的に対応していくようにする。

校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導係・養護教諭・教育相談員で組織し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・外部人材も参加する。

#### ア 開催日

毎週行う生徒指導部会とするが、いじめが発生したときは臨時に開く。

#### イ 場所

校長室

## (2) 役割

- ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施，進捗状況の確認  
学期毎に，学校におけるいじめ防止対策の検証を行い，改善策を検討する。
  - (ア) いじめの情報があつた場合は，正確な事実の確認を行い，いじめの解消に向けた対策を迅速に検討し，その指導・支援を行う。
  - (イ) 必要に応じて，外部の専門家、関係機関と連携して対応する。また，問題が解消した判断した場合でも，該当生徒の様子を見守るとともに，継続的な指導・支援を行う。
- イ 職員の共通理解と意識の啓発
  - (ア) 年度初めの職員会議で，「いじめ防止基本方針」について共通理解を図る。
  - (イ) 無記名アンケートや教育相談を定期的の実施し，その結果の集約，分析，いじめ事案の対策の検討を行い，いじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者，地域に対する情報発信，啓発  
いじめ防止の取組状況について，学校便りや学年・学級通信及びホームページ等を通して発信する。

## 4 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1) 学校での取組

- ア いじめの未然防止の取組
  - (ア) 生徒が活躍できる授業づくりや集団づくり（「居場所づくり」と自己有用感の育成）
  - (イ) 規範意識の高揚と規律指導の徹底
  - (ウ) わかる授業の実施と学習の基礎基本の定着
  - (エ) 「命」や「人権」を大切にする指導
  - (オ) 「情報モラル」に関する指導（情報モラル教室の開催）
  - (カ) 生徒の主体的な取組への支援
  - (キ) 全職員の危機意識の向上
  - (ク) いじめチェックリストの活用
- イ いじめの早期発見の取組
  - (ア) 校内連携体制の確立
    - ・ 組織，体制としての状況把握
    - ・ サインを見逃さないための情報交換
    - ・ 報・連・相の徹底（緊急事態の意識を持ち，報告優先）
  - (イ) 共感的な人間関係の醸成
    - ・ 生徒から情報が入りやすい環境づくり
  - (ウ) 教育相談やアンケート調査等の効果的な実施と保護者との連携
    - ・ 定期的な教育相談の実施（年2回）
    - ・ 無記名アンケートを学期1回実施
- ウ いじめに対する対応
  - (ア) 教職員等の対応体制の確立
    - ・ 事実関係の把握までの手順，教職員の役割分担，確認
  - (イ) 事実関係の把握
    - ・ いじめを受けた生徒等に聞き取るべき内容等の確認をするとともに，いじめを受けた生徒やいじめを知らせに来た生徒の安全確保
  - (ウ) 積極的にできめ細かな対応と解消後の見守り
  - (エ) 被害者へのケア，加害者・傍観者へのいじめに目を向けた継続的な指導

## エ 「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## (2) 家庭との連携

### ア 保護者等への啓発

(ア) 「東市来中学校いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載

(イ) P T A総会，学年・学級P T Aでの周知・徹底

### イ 保護者への支援

(ア) 家庭教育学級での人権や情報モラルに関する学習

(イ) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの積極的な面談の設定

## (3) 市教育委員会との連携

ア スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーとの連携

イ 重大事案が生じた場合の市教育委員会への速やかな報告及び指導・助言を基にした適切な対応

ウ いじめ問題に適切な対応を行うための指導主事等を招いての校内研修の実施（職員のカウンセリング能力等の向上）

## (4) 関係機関との連携

いじめ問題解決の指導において、十分な効果を得る事が困難なときは必要に応じて次の関係機関等との連携を図る。

ア 日置市教育委員会学校教育課【248-9431】

イ 日置市子ども支援センター【272-2309】

ウ 日置警察署生活安全課【273-0110】

エ 県中央児童相談所【264-3003】

オ 県総合教育センター教育相談課【294-2788】

カ 日置市役所福祉課子ども福祉係【248-9416】

キ 民生委員，主任児童委員 等

## 5 重大事案への対応

- (1) 重大事案が生じた場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、「重大事態発生における対応の流れ」に基づいて組織的に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を行う場合は、「東市来中いじめ防止等対策委員会」を開催し、状況に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。また、日置市教育委員会にも報告する。

## 6 その他

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し、いじめ防止への意識を喚起する。
- (2) 年度末、年度初めに点検、見直しを行い、基本方針を更新していく。
- (3) 長期休業前の指導を徹底し、休業中のいじめ防止を図る。
- (4) いじめ防止に関する校内研修を充実させ、生徒理解やいじめ対応のための職員の資質向上を図る。
- (5) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組む。